

1 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

資料1

(1) 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

「過重労働重点監督月間」中、202事業場に対し重点監督を実施し、170事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが96事業場、賃金不払残業があったものが71事業場認められた。

	重点監督実施事業場数	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項		
			労働時間(注2)	賃金不払残業(注3)	健康障害防止対策(注4)
四国全体	202	170 (84.2%)	96 (47.5%)	71 (35.1%)	1 (0.5%)
徳島	39	34 (87.2%)	14 (35.9%)	23 (59.0%)	0 (0.0%)
香川	54	46 (85.2%)	26 (48.1%)	18 (33.3%)	0 (0.0%)
愛媛	85	74 (87.1%)	47 (55.3%)	24 (28.2%)	1 (1.2%)
高知	24	16 (66.7%)	9 (37.5%)	6 (25.0%)	0 (0.0%)
主な業種(注1)	製造業	44 (84.1%)	31 (70.5%)	14 (31.8%)	0 (0.0%)
	建設業	14 (78.6%)	6 (42.9%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)
	運輸交通業	21 (90.5%)	9 (42.9%)	6 (28.6%)	0 (0.0%)
	商業	42 (76.2%)	18 (42.9%)	19 (45.2%)	0 (0.0%)
	金融・広告業	3 (100.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)
	通信業	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	教育・研究業	4 (100.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
	保健衛生業	24 (91.7%)	5 (20.8%)	10 (41.7%)	0 (0.0%)
	接客娯楽業	22 (86.4%)	13 (59.1%)	7 (31.8%)	0 (0.0%)
	清掃・と畜業	5 (100.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他の事業	17 (82.4%)	9 (52.9%)	5 (29.4%)	1 (5.9%)

(注1) 四国全体としての合計であり、主要業種のみを計上しているので合計数とは一致しない。
 (注2) 労働基準法第32条違反及び第40条違反[36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。]の件数を計上している。
 (注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。
 (注4) 労働安全衛生法第18条違反[労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。)]及び労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]を計上している。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

※ 過重労働による健康障害防止のための指導状況

過重労働による健康障害防止のため、「過重労働重点監督」実施事業場のうち 41 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

指導事業場数		面接指導の実施 (注2)	衛生委員会等における調査審議の実施 (注3)	面接指導等の実施に係る体制の整備等 (注4)
41		28	17	19
徳島	5	5	0	0
香川	13	9	3	2
愛媛	20	12	14	16
高知	3	2	0	1

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者等について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

※ 労働時間適正把握に係る指導状況

「過重労働重点監督」実施事業場のうち 54 事業場に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録(基準2(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(基準2(5))	労使協議組織の活用(基準2(6))
		自己申告制の説明(基準2(3)ア)	実態調査の実施(基準2(3)イ)	適正な申告の阻害要因の排除(基準2(3)ウ)		
54	31	7	23	5	2	0
徳島	8	3	2	6	3	0
香川	19	13	3	9	1	0
愛媛	21	12	2	6	1	0
高知	6	3	0	2	0	0

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

※ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、44事業場で1月80時間を超えており、そのうち24事業場で1月100時間を超えていた。

	把握していない	時間外労働なし	1月当たり45時間以下	1月当たり45時間超え80時間以下	1月当たり80時間超え100時間以下	1月当たり100時間超え
四国	0	10	88	60	20	24
徳島	0	5	18	12	0	4
香川	0	0	21	18	5	10
愛媛	0	3	37	25	12	8
高知	0	2	12	5	3	2

2 「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督実施状況

申告受理・申告監督実施状況

「過重労働重点監督月間」中に、65件の申告を受理した。また、重点監督以外にも、「過重労働重点監督月間」中に、59事業場に対し申告監督を実施し、43事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

※ 申告とは労働者が労働基準法第104条に基づいて労働基準監督署に違反の事実を申し立てることであり、これを受けて実施する監督を申告監督と呼んでいます。

	申告受理 件数	申告監督 実施件数	何らかの 労働基準 関係法令 違反が あった事 業場数	違反事項			
				労働時間	割増賃金 不払	賃金不払	解雇
四国全体	65	59	43 (72.9%)	3 (5.1%)	7 (11.9%)	23 (39.0%)	6 (10.2%)
徳島	18	14	11 (78.6%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	2 (14.3%)	2 (14.3%)
香川	14	15	12 (80.0%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)
愛媛	27	24	15 (62.5%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	12 (50.0%)	4 (16.7%)
高知	6	6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)
主な業種	製造業	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
	建設業	13	6 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)
	運輸交通業	5	6 (66.7%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)
	商業	8	8 (75.0%)	6 (75.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)
	金融・広告業	0	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	通信業	0	0	0	0	0	0
	教育・研究業	1	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
	保健衛生業	7	3 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	接客娯楽業	12	13 (61.5%)	8 (61.5%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	4 (30.8%)
	清掃・と畜業	4	4 (75.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)
	その他の事業	8	8 (87.5%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (37.5%)

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注2) 労働基準法第32条違反及び第40条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反を計上している。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上している。

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間(業務上疾病の療養中等)に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。

3 「過重労働重点監督月間」における監督指導事例

事例1

店長を管理監督者として取り扱い、労働時間管理を適正に行っていなかったこと等が認められた事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ①小売店の店長である労働者について、労働基準法41条第2号に基づく管理監督者として取り扱い、定額の管理職手当が支払われていたが、監督指導時に店長の職務内容、権限等を確認したところ、法定の管理監督者とは認められなかったこと。
- ②店長以外の労働者について、割増賃金の定額払制が行われているが、実際の労働時間数に基づく法定の時間外及び深夜労働に対する割増賃金に対し、不足していたこと。

【監督署の指導内容】(現在、是正確認中)

- ①について、店長である労働者について労働基準法第41条第2号に定められる管理監督者に該当しないとして、労働時間の把握及び把握した労働時間に基づく割増賃金の適正な支払いを指導。
- ②について、労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

事例2

年少者に時間外、休日及び深夜労働を行わせていたこと等が認められた事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

- ①飲食店において、年少者(満18歳未満)である労働者に、時間外、休日及び深夜に時間外労働を行わせており、時間外労働等に対する割増賃金を支払っていなかったこと。これらの状況が発覚しないよう、店長が年少者のタイムカード等を不正に打刻していたものである。
- ②その他の労働者について、時間外労働に関する労使協定の限度を超え、もっとも長い者で月100時間を超える時間外労働を行わせていたこと。

【監督署の指導内容】(一部是正済み)

①について、労働基準法第32条(労働時間)、同法第35条(休日)、同法第61条(深夜業)及び同法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、年少者の適正な管理及び不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

②について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告し、時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を講じることを指導。

(会社は、①について、年少者にかかる適正な管理を徹底するとともに、適正な割増賃金を支払った。)

事例3

割増賃金の定額払制の不適正な運用が認められた事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

タイムカードの記録と時間外労働の自己申告の状況が乖離しており、時間外労働の適正な自己申告が行われておらず、特に一部の固定残業代が支給されている役職者については全く自己申告が行われていない状況にあり、実際の労働時間数に基づく法定の時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】(一部是正済み)

労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導するとともに、労働時間の適正把握基準に基づく適正な管理を指導。

(会社は、適正な割増賃金を支払った。)